

社団法人 日本アイソトープ協会定款

第1章 総 則

第1条 この会は、社団法人日本アイソトープ協会と称する。

第2条 この会は我が国の科学技術の振興に資する為放射性同位元素の応用に関する技術の向上及び普及を図るを以て目的とする。

第3条 この会の事務所を東京都文京区におく。

第4条 この会は理事会の決議を経て必要な地に支部を設けることが出来る。

第5条 この会は第2条の目的達成の為に次の事業を行う。

1. 放射性同位元素に関する理論及び応用の調査研究
2. 放射性同位元素関係者の技術向上に関する事項
3. 放射性同位元素に基く障害及びそれが対策に関する調査研究並びに之が実施に関する事項
4. 放射性同位元素生産に関する調査研究
5. 放射性同位元素に関する輸入、配分及び輸送に関する事項
6. 放射性同位元素に係る廃棄に関する事項
7. 放射性同位元素による放射線照射（医療用具等の滅菌を含む。）に関する事項
8. 放射性同位元素に関する資料の蒐集及び普及並びに会報、図書の発行
9. 放射性同位元素に関する講演会及び講習会の開催
10. 放射性同位元素の応用に関する企画並びに設備及び機械器具の発明、改良等に対する指導

11. その他この会の目的達成の必要な事項

第2章 会 員

第6条 会員を分けて正会員及び賛助会員とする。

第7条 正会員はこの会の趣旨に賛成し、会員として所定の入会金及び会費を納付する個人及び法人とする。

第8条 賛助会員は法人、団体又は個人でこの会の趣旨に賛成し、事業達成の為に所定の入会金及び会費を納付する者とする。

第9条 正会員又は賛助会員としてこの会に入会しようとする者は会員の紹介を以て申込み、理事会の承認を受けるものとする。退会せんとする者はその旨理事会に届出るものとする。

第10条 正会員及び賛助会員としての資格は入会金を納め、会員名簿に登録された時から生ずる。

第11条 2年度にわたり会費を納入しない会員は、理事会の決議によって退会したものとみなすことが出来る。

第12条 会員がこの定款に違反した時、又は体面毀損の行為ある時は理事会の決議に基き会長が除名する事が出来る。

第13条 退会した者又は除名せられた者は納付した金銭その他本会の資産に対し何等の請求をする事は出来ない。

第3章 役 員

第14条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、常務理事4名以内、理事40名以内、監事3名以内、幹事20名以内。

第15条 理事及び監事は総会で会員中から会員が選挙し、会長、副会長、常務理事は理事の互選で定める。

第16条 幹事は理事会の議を経て会員中より会長が之を委嘱する。

第17条 会長はこの会を代表して会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。常務理事は会長の命を受けて会務を掌理する。

第18条 理事は会長の命を受けて会務を掌理する。

第19条 幹事は常務理事の命を受けて会務を分掌する。

第20条 監事は業務執行の状況並びに資産状況を監査する。

第21条 会長は理事会の議を経てこの会に顧問及び参与を置くことが出来る。

第22条 役員の任期は2年とし、通常総会から翌翌年の通常総会までとする。但し重任は差支えない。
補欠により就任した役員の任期は、他の現任者の残存期間とする。
役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第4章 会 議

第23条 会議を分けて総会及び理事会とする。

第24条 通常総会は毎年1回5月会長がこれを招集する。但し必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。

総会の議長は会長とする。

第25条 通常総会には定款に別の定めのあるもののほか次の事項を附議するものとする。

1. 予算及び決算の承認
2. その他特に重要な事項

第26条 総会の決議は出席会員の過半数で決め、可否同数の時は議長がこれを決める。

第27条 理事会は理事を以て組織し、会務執行に必要な事項を決議する。監事は理事会に出席出来るものとする。

第28条 理事会は毎年2回会長がこれを招集する。但しこのほか会長が必要と認めたときは、いつでも招集することが出来る。

理事会の議長は会長とする。

第29条 理事会の決議は出席理事の過半数で決め、可否同数の時は議長が之を決める。理事会に出席出来ない理事はこの表決権の行使を他の出席理事に委任することが出来る。

第5章 資産及び会計

第30条 この会の資産は入会金、会費、寄附金、事業収入及びその他の雑収入からなるものとする。

第31条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

第6章 定款の変更並びに解散

第32条 この定款の変更は会員の2分の1以上が出席する総会において出席会員の過半数の決議をもって行う。

第33条 この会の解散及び残余財産の処分については、会員の2分の1以上が出席する総会において出席会員の過半数をもって決し、且つ主務官庁の認可を経なければならない。

第7章 事 務 局

第34条 この会の事務を処理するためこの会に事務局をおく。

第35条 事務局に事務局員若干名をおく。

第36条 事務局員の任免及び報酬等は理事会の議を経て会長これを決める。

附 則

第37条 本定款の施行に必要な事項は理事会の決議により本会細則を以て定める。但し入会金及び会費規程については総会の承認を要する。

第38条 この定款は主務官庁の認可を得たときより実施する。